

平成30年度年間監査結果について

第1 定期監査の結果

(1) 実施時期

平成30年4月1日～平成31年3月31日

(2) 実施状況

	監査実施機関		
		本 庁	地 域 機 関
知 事 部 局	173	104	69
教 育 庁	83	12	71
警 察 本 部	26	1	25
その他行政委員会等	8	7	1
合 計	290	124	166

<特別財務調査>

区 分	内 容
現金等保管状況	18箇所（知事部局11、教育庁6、その他行政委員会等1） に対し、事前通告なしで現金保管状況等について調査
関係人調査	地域機関1機関に係る納入業者（1事業者）に対し、委託契約 の支払手続の事実確認調査

(3) 監査の結果

	指 摘	注 意	計	増減
知 事 部 局	17 (11)	116 (97)	133 (108)	25
教 育 庁	3 (2)	18 (34)	21 (36)	△15
警 察 本 部	4 (3)	0 (13)	4 (16)	△12
その他行政委員会等	0 (0)	0 (1)	0 (1)	△1
合 計	24 (16)	134 (145)	158 (161)	△3

※ () 内は平成29年度実績

指摘…違法又は不当な事項で改善すべきもの

注意…違法又は不当な事項で改善すべきものではあるが内容が比較的軽易なもの

○項目別 指摘・注意の年度推移

分類	平成30年度				③⑩-②⑨	平成29年度				平成28年度			
	指摘	注意	計	構成比		指摘	注意	計	構成比	指摘	注意	計	構成比
会計一般	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%	
収入	1	8	9	6%	△ 1	1	9	10	6%	1	6	7	4%
支出	11	31	42	27%	△ 11	7	46	53	33%	13	37	50	31%
契約	6	57	63	40%	6	3	54	57	35%	2	64	66	41%
物品	1	5	6	4%	0	1	5	6	4%	1	10	11	7%
財産	2	8	10	6%	7	0	3	3	2%	0	6	6	4%
現金	0	11	11	7%	0	2	9	11	7%	1	3	4	2%
課税	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%	
納税	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%	
工事	2	5	7	4%	△ 1	0	8	8	5%	1	10	11	7%
その他	1	9	10	6%	△ 3	2	11	13	8%	3	4	7	4%
合計	24	134	158	100%	△ 3	16	145	161	100%	22	140	162	100%

○ 指摘（24件）の内容

収入：1件

- ・ 使用料の調定が著しく遅延している事例が認められた。

➡ 農林水産技術センター

支出：11件

- ・ 報償費及び旅費等の支払が著しく遅延している事例が認められた。

➡ 自治振興課（2件）、家庭支援課、山城北保健所、学校教育課、保健体育課

- ・ 報償費等の支給対象者を誤っている事例が認められた。

➡ 河川課、特別支援教育課

- ・ 経費支出伺いが行われていない事例が認められた。

➡ 農林水産技術センター

- ・ 交付金額の算定を誤り、過大支給している事例が認められた。

➡ 山城広域振興局

- ・ 支出命令書の起票漏れにより、振替不能が生じている事例が認められた。

➡ 木津警察署

契約：6件

- ・ 契約関係書類を誤って廃棄している事例が認められた。

➡ 防災消防企画課

- ・ 契約書について引用条項の誤りが複数認められ、契約書の作成不備が再発している事例が認められた。

➡ 防災消防企画課

- ・ 経費支出伺いの額を超えて契約している事例が認められた。

➡ 中丹広域振興局

- ・ 変更契約の締結が遅延している事例が認められた。

➡ 中丹広域振興局

- ・ 委託契約に基づく業務完了報告及び完了検査が適正に行われていない事例が認められた。

➡ 警察本部（2件）

物 品：1件

- ・ 管理する備品の所在が不明な事例が認められた。

➡ 産業労働総務課

財 産：2件

- ・ 行政財産目的外使用許可の更新手続きが行われていない事例が認められた。

➡ 農林水産技術センター

- ・ 公有財産台帳への財産登録が行われていない事例が認められた。

➡ 農林水産技術センター

工 事：2件

- ・ 元下指針で規定されている提出書類の確認不備が再発している事例が認められた。

➡ 自然環境保全課

- ・ 工事に伴い必要となる建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく通知が行われていない事例の再発が認められた。

➡ 警察本部

その他：1件

- ・ 消防法に基づく消防訓練が実施されていない事例が認められた。

➡ 農林水産技術センター

○ 注意（134件）の概要

収 入：8件（調定の遅延 3件、収入証紙実績報告誤り 2件、領収書の金額記載誤り 1件 他）

支 出：31件（補助金確定事務等の不備 7件、賃金等の算定誤り等 6件、事業者等への支払遅延 4件 他）

契約：57件	(契約書の作成不備 41件、予定価格調書作成の不備等 5件、完了検査等の不備 5件 他)
物品：5件	(備品登録等不備 3件、毒劇物の管理不備 2件)
財産：8件	(財産管理の不備 5件、行政財産目的外使用許可事務誤り 3件)
現金：11件	(所属長月例点検の不備 3件、会計事務月次チェックの不備 3件、現金出納簿等の作成不備 3件 他)
工事：5件	(元下指針規定の書類確認の不備 4件、建設リサイクル法に係る手続不備 1件)
その他：9件	(消防用設備点検・点検結果報告の未実施 3件、信書の不適正送達 2件、特定個人情報の取扱不備 1件 他)

◆ 重点調査項目に関する検出結果の概要

【重点調査項目】

- ア 財務事務に係る内部牽制は、適切に機能しているか
- イ 契約に係る事務処理は、適正に行われているか
- ウ 現金等の管理は、適切に行われているか

【結果】

- ア 財務事務に係る内部牽制の状況について、前年度の監査結果への対応状況等を所属長等にヒアリングを行い調査したところ、結果は以下のとおりであった。

(調査実施所属 本庁30、地域機関21 合計51)

- ①監査結果の周知・注意喚起の時期・方法・対象者等 ※複数回答 (以下同じ)
- ・直ちに関係職員全員に周知 64. 7%
 - ・直ちに副課長等で共有 21. 6%
 - ・直ちに副課長等で共有し後日の会議等で関係職員全員に周知 17. 6%
 - ・直ちに再発防止策を指示 13. 7%
 - ・直ちに同様に事案についての再点検を指示 11. 8%
 - ・関係職員への周知後も定期的に注意喚起 3. 9%
- ②チェック方法等の見直しを行っている場合はその内容
- ・複数職員によるチェック体制の徹底 33. 3%
 - ・関係通知やマニュアルの再徹底 29. 4%
 - ・決裁過程での副課長等によるチェックの徹底 19. 6%
 - ・独自のチェックリスト等を作成し活用 19. 6%
 - ・決裁方法や書類管理方法等の見直し 17. 6%
 - ・その他 9. 8%
- ③チェック方法等見直しの形骸化防止の取組状況
- ・所属長等の定期的なチェックや注意喚起 56. 9%
 - ・人事異動時の引継事項とするよう指示 11. 8%
 - ・役割分担を明確化 7. 8%
 - ・主管課や経理担当からの定期的な注意喚起 5. 9%
 - ・部内研修会等の開催 5. 9%
 - ・その他 15. 7%
- ④前年度監査結果の内容・対応の把握状況 (本年度異動者除く 25所属)
- ・直ちに把握し対応済 100. 0%

- ⑤前年度監査結果の内容・対応の把握状況（本年度異動者 26所属）
- | | |
|-----------------------|--------|
| ・ 人事異動の引継時に把握 | 80. 8% |
| ・ 人事異動後、後日に経理担当者等から説明 | 42. 3% |
| ・ その他 | 7. 7% |

イ 契約に係る事務処理について、適正に行われていない事例が80件あった。
 類型別でみた不適正事例の内容、主な原因及び監査からの主な指導内容は以下のとおりであった。

- ①契約書等が適正に作成されていないもの 51件
 事 例：契約上必要な条項等が欠落 ほか
 主な原因：担当者の単純ミス・決裁者のチェック漏れ
 担当者の制度等理解不足・決裁者のチェック漏れ
 主な指導：組織的チェックを機能させること。
- ②予定価格調書が適正に作成されていないもの 7件
 事 例：予定価格調書作成責任者以外の職員が作成に関与 ほか
 主な原因：担当者の単純ミス・決裁者のチェック漏れ
 主な指導：予定価格は、予定価格調書作成責任者（本庁では所属長が通例）が設定することとされており、権限及び機密保持の観点からそれ以外の者が関与しないこと。
- ③業務仕様書や契約上必要な情報提供書面が適正に作成されていないもの 5件
 事 例：産廃の収集運搬・処分に係る契約において、適正な処理のために必要な廃棄物に係る情報の提供が書面で行われていない ほか
 主な原因：担当者の制度等理解不足・決裁者のチェック漏れ
 主な指導：制度を関係職員に周知徹底すること。
 組織的チェックを行うこと。
- ④履行確認検査が適正に行われていないもの 4件
 事 例：委託契約書に定める業務完了報告書の提出がなされていないにも関わらず完了検査が行われ委託料を支出 ほか
 主な原因：担当者の制度等理解不足・決裁者のチェック漏れ
 主な指導：組織的に十分チェックを行うこと。
- ⑤見積書が徴取されていないもの・不適切なもの 3件
 事 例：単価契約（産廃収集・運搬及び処分業務委託）の見積合せにおいて、処分費単価の一部について見積りがないまま契約を締結 ほか
 主な原因：担当者の制度等理解不足・決裁者のチェック漏れ
 主な指導：適切に見積書徴取できるよう見積の仕様に留意すること。
 見積書が不完全であった場合には、再提出等の適切な対応を行うこと。
 採用決定の決裁過程において誤りがないか十分にチェックを行うこと。
- ⑥契約書等が作成されていないもの 1件
 事 例：変更契約締結前に変更契約業務を発注
 主な原因：担当者の制度等理解不足・決裁者の制度等理解不足
 主な指導：組織的チェック体制を構築すること。
- ⑦入札事務の改善に検討を要するもの 1件
 事 例：長期にわたり使用可能な警備機器設置等を求める委託内容にも関わらず、単年度の見積合せによる随意契約としており、経済性及び事務の効率化の観点から長期継続契約等の検討が必要なもの
 主な原因：過去は一般競争入札長期継続契約を行っていたが、金額少額で応募者が少ないため三者見積に変更。以後、単年度見積合せでも業者が値下げした実績もあり、単年度契約してきた。

主な指導：投資費用の回収、事務経費の圧縮、事務の効率化の観点から長期継続契約等を検討されたい。競争性の発揮による経費節減の観点からも、業者選定においては、新規参入事業者が対応できる十分な募集期間を確保すること。

⑧その他契約に係る事務処理が適正でないもの 8件

事 例：仕様書に記載された業務内容の一部が適切に実施されていない。
経費支出伺いで決裁された額を超えて見積書採用決定・契約締結

主な原因：担当者の単純ミス・決裁者のチェック漏れ

主な指導：ミスを防ぐ組織的チェックを確実に機能させること。

ウ 現金等の管理について、適正に行われていない事例が12件あった。

類型別でみた不適正事例の内容、主な原因及び監査からの主な指導内容は以下のとおりであった。

①現金出納簿等の整理及び報告が適正に行われていないもの 3件

事 例：払出額が二重に計上されていたもの

主な原因：担当者の単純ミス・決裁者のチェック漏れ

主な指導：組織的チェック体制を継続的に機能させること。

②所属長の月例点検が適正に行われていないもの 3件

事 例：実施されていない月があったもの ほか

主な原因：担当者の単純ミス・決裁者のチェック漏れ

主な指導：組織的チェックを機能させること。

③現金又は有価証券の取扱が適正でないもの 1件

事 例：小切手の書損分について、斜線を引かず、「書損」と記載されていないもの

主な原因：担当者のみによる事務処理

主な指導：組織的チェック体制を構築すること。

④現金等保管台帳の整備が適正に行われていないもの 1件

事 例：入出庫の記録が記載されていないもの

主な原因：担当者の制度等理解不足・決裁者の制度等理解不足

主な指導：制度を関係職員に周知徹底すること。

⑤その他現金等に係る事務処理が適正でないもの 4件

事 例：領収書の領収金額が誤っているもの ほか

主な原因：担当者の単純ミス・決裁者のチェック漏れ

主な指導：複数職員によるダブルチェックを励行すること。

◆ 特別財務調査の内容（再掲）

【現金等保管状況】

地域機関から抽出した18機関について、事前通告を行わず金庫等の現認による現金等保管状況や関連帳票を確認したところ、不明現金の存在は確認されなかった。

【関係人調査】

地域機関1機関に係る納入業者（1事業者）について、委託契約の支払手続に係る事実確認調査を実施したところ、特に問題は認められなかった。

第2 財政的援助団体等監査の結果

(1) 実施時期

平成30年10月16日～平成31年3月31日

(2) 監査対象団体

27団体 ※下記のいずれかに該当する147団体の中から抽出

- ①平成29年度に補助金等の財政的援助を行った団体
- ②京都府が基本金等の4分の1以上を出資している団体
- ③公の施設の指定管理者

(3) 監査の結果

○注意（3件）の概要

収入：1件（納入通知の遅延）

契約：2件（契約書の作成不備、完了検査の不備）

第3 監査委員による意見・要望

○ ハード・ソフト両面からの防災・減災対策の取組

多発している豪雨や台風等の被害について、一日も早い復旧に向け取り組まれるとともに、河川整備等のハード対策を着実に進められたい。

また、ソフト対策にあつては、府民が実際に避難行動を起こし、安全に避難できるよう、災害弱者への対応や円滑な避難所運営等も含めた、実効性ある対策に市町村と連携して取り組まれたい。

○ 府域への観光客の誘致や観光消費額増加の取組

府内各地域への観光入込客数の増加については3つの京都博の開催などにより一定の成果を上げているが、その効果は限定的であり、京都市以外の府域の観光客誘致や消費額増加の取組を更に推進されたい。

○ 内部牽制の体制整備等の取組

地方自治法の改正により、知事は内部統制に関する方針を定め、体制を整備し、評価を行い、報告書を作成することとされたが、令和2年4月1日の施行に向けて、監査委員からの要望を十分反映されたい。

○ 文化庁の移転と文化力による京都の未来づくり

府民が、文化庁の移転をメリットとして実感できるよう、文化庁との連携のもと、地域振興・地域創生や府民生活の豊かさにつながる文化行政を推進されたい。

○ 青少年等のひきこもりからの自立支援の取組

長期化するひきこもりからの復帰に向け、脱ひきこもり支援センターを中心に関係者が密接に連携し、個々の状況に応じたきめ細やかな支援の取組を進められたい。

また、ひきこもりの未然防止や早期復帰に向け、いじめ・不登校対策に取り組まれている学校現場等とも連携し、切れ目のない実効性ある取組を進められたい。

○ 子育て環境日本一に向けた取組の充実

結婚を希望する若者がためらうことなく結婚に踏み出し、安心して子どもを産み、育てることができるよう、就労支援や婚活支援、育児と仕事の両立支援など、若年層に対する少子化対策の充実を図られたい。

○ 農林水産業の担い手育成

農林水産業を維持・発展させるため、新規就業者が地域に定着し、安定して業に携わることができるよう積極的に取り組まれたい。